

社会保険



「教えて城間先生!!」

Vol. 14

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。

今回は1年未満の従業員の育児休業給付金についてです。



事務担当者

Q

令和4年10月1日に正社員として中途採用した従業員が、今年の8月5日の出産予定ですが、この従業員の育児休業給付金は支給できますか。

A

現在の会社の被保険者期間のみでは受給できませんが、前職を通算して産前休業等を開始した日の前2年間に、雇用保険の被保険者で、賃金支払い基礎日数が11日ある完全月（または、賃金支払の基礎となった労働時間数が80時間ある月）が12か月以上あれば受給対象となります。



城間先生

Q

賃金支払い基礎日数が11日ある完全月12ヶ月とはどのように計算するのでしょうか。

A

産前休業等開始日の前日から1か月ごとに区切った期間を計算します。相談の従業員の場合、8月5日の出産予定日の産前休業開始日は6月25日からとなりますので、6月24日から遡って、1か月ごとに区切った期間を見ます。

このことから、入社日の該当する期間（9月25日～10月24日）については賃金支払い基礎日数11日以上は満たしますが、10月1日（採用日）から10月24日までは完全な1か月を満たさないため計上することが出来ません。

※支払い基礎日数については、月給制、時給制、日給制とそれぞれ異なります。

なお、前職がある場合は前の職場を退職後に基本手当の受給資格の決定を受けている場合は、基本手当の受給の有無にかかわらずその離職日以前の期間は通算できませんので注意が必要です。ちなみに、育児休業給付金は、子の1歳の誕生日の前々日までの育児休業取得日数分が支給されます。保育園に空きがなくて入所できないなどの理由で職場復帰できなかった場合は1歳6か月まで、さらに延長が必要な場合は最長で2歳の誕生日の前々日まで受給できます。

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

3月：3日（金）・10日（金）・17日（金）・24日（金）・31日（金）
4月：7日（金）・14日（金）・21日（金）・28日（金）

各午後1時から
午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

無料電話相談

